



地域共生社会の実現に向けた 市町村の包括的な支援体制の整備の 推進について

令和4年6月1日

高知県子ども・福祉政策部
地域福祉政策課 地域共生社会室



地域共生社会の実現とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**のこと。

【社会福祉法（令和3年4月改正施行）】※以下第4条は改正・新設部分

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、**共生する地域社会の実現**を目指して行わなければならない。

「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域づくり

地域（市町村）

地域共生社会

市町村における包括的な支援体制の整備（※）

一括交付金（重層的支援体制整備事業）で支援

地域包括ケアシステムの整備

多様な地域資源（居場所）の創出

人口ビジョン・総合戦略 等

地方創生

<体制整備の概要>

- 柱①包括的な相談支援の体制整備（断らない相談窓口、多機関協働の支援会議）
- 柱②社会参加の支援（子ども食堂、農福連携等）
- 柱③地域づくりの支援（住民一人ひとりが地域社会の一員として共に支えあう社会づくり、居場所づくり）

地域共生社会を実現するための手段の一つ



持続可能な地域社会の実現

※改正社会福祉法により、市町村における包括的な支援体制の整備と地域福祉計画への規定が努力義務化

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

- 高齢、障害、児童、生活困窮など、一定制度が確立している分野がある一方で、8050問題やヤングケアラーなど、**複雑化・複合化した課題**に対しては、**十分に対応できていない状況**がある。
- 具体的には、①**世帯の複合課題**があること（8050問題、ヤングケアラー等）、②**制度の狭間**にあること（制度対象外、一時的な課題など）、③**自ら相談に行く力がない・周囲が気付いても対応がわからない**こと、などが考えられる要因。
- こうした課題に対応するには、**公的福祉サービスの充実に加え、身近な地域で相互に支え合うコミュニティをつくる**ことが重要。



身近な地域で支え合い、多機関協働で課題解決に導く包括的な支援体制の整備が必要

地域で支え合う包括的な支援体制のイメージ

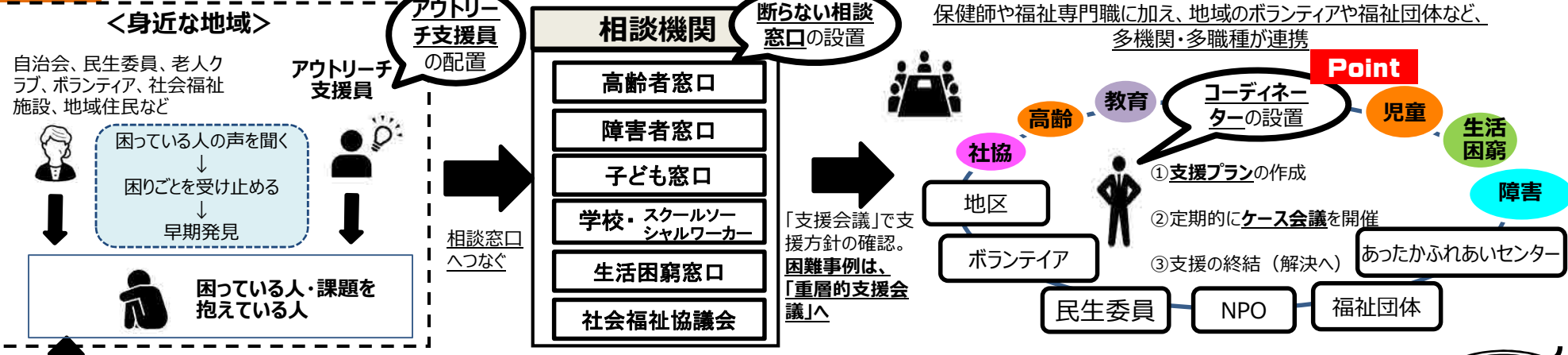
※以下は、典型的なモデル。実際には一から作り上げるのではなく、既存の社会資源を活用しながら地域の実情に応じたオーダーメイドの体制整備となる。

柱1 包括的な相談支援

Point

Point

一人ひとりに寄り添った「支援チーム」



柱2～3 社会参加の支援・地域づくりに向けた支援

Point

県の取り組み

- **居場所を増やす、住民同士がつながり気づき合う地域をつくる**
【事例】
 - ・ 住民同士がつながり、気かけ合う意識を醸成するために、**住民座談会やサロン**を開催
 - ・ ひきこもりの人等の**就労支援や交流の場**として、**あったかふれあいセンター**を活用
 - ・ 障害のある人の**就労支援施設**において、**生活困窮者等の就労支援**を実施
 - ・ **農福連携の推進**や**子ども食堂の設置**の促進 など

社会参加や居場所づくりの一つの手段として**農福連携の取組を推進**

- ① 柱1～3の取り組みについて、**一括交付金**（重層的支援体制整備事業）で支援
- ② 市町村との協議・研修、**専門アドバイザーの派遣**
- ③ 市町村の「地域福祉計画」の策定支援 など

柱1～3の取り組みをバックアップ

包括的な支援体制の整備を行うメリットについて

柱1 包括的な相談支援体制の整備（多機関協働による）

<これまでの課題>

- ① 8050問題やヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題に対して、よく聞く、見たてる、つなぐといった相談対応ができていないケースがある。
- ② 自ら相談にいく力がない、周囲もどう対応すればよいかわからない場合がある。
- ③ 課題に対し、支援者個人の力量やインフォーマルな連携で対応しているケースがある。

<体制の整備による課題への対応>

- ①② 断らない相談窓口の整備
(周囲の住民も安心して情報提供できる)
- ② 困っている方に対してアウトリーチ型で対応
(早期発見し深刻化を防止できる)
- ③ コーディネーターを中心とした多機関協働で解決に導く体制（システム）を整備
(個人で抱え込む状態が改善される)

縦割りの解消による住民サービスの向上、相互に支え合う地域づくりのメリット

柱2～3 社会参加の支援・地域づくりに向けた支援

<これまでの課題>

- ① 高齢、障害、児童、生活困窮など、個別分野ごとに居場所（拠点）整備や就労支援等がなされているケースが多い。
- ② 人口減少や地域コミュニティの希薄化により、地域内の話し合いの場が減少。

<体制の整備による課題への対応>

- ① すべての分野を対象とした一体的な居場所の整備や就労支援（農福連携等）等を実施
- ② 住民座談会やサロン等交流の場（農福連携の場も活用）を地域と一緒に意図的につくる
※あつたかふれあいセンターを積極的に活用

財政負担の軽減・業務効率化のメリット

●一括交付金（重層的支援体制整備事業）によるメリット

- ① 上記柱1～3の事業を一体的に実施するため、複数補助金を束ねて一括交付金化することで、事務コストの軽減と使途の自由度が高まる。
- ② 加えて、コーディネーター等の人件費や会議等の経費が高補助率（3/4）の補助対象となり、体制の充実が図れる。
- ③ 実施要綱に基づく計画作成を通して包括的な支援体制が見える化（担保）される。

【参考】複合課題の解決事例について

複合課題の解決事例① <8050問題>

- **80代の母親と50代の息子の二人暮らし**
- 母親は認知症の症状があり、息子はひきこもり（発達障害の疑いがある）
- 収入は母親の年金のみで、金銭管理が困難
- 家屋内はゴミ屋敷



1 ゴミ屋敷に気付いた近隣住民が地区長、社会福祉協議会へ情報提供（アウトリーチ・早期発見）



2 社会福祉協議会のソーシャルワーカー（コーディネーター）が地域住民を含む関係機関とのケース会議（支援会議）において、情報共有と課題整理



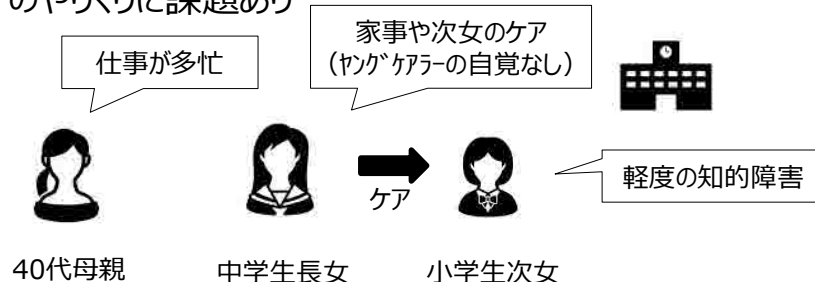
3

- ゴミ搬出や日常の見守りを地域住民が実施（地域住民による支え合い）
- 母親へは、地域包括支援センターが介護や生活を支援（関係機関とのつなぎ）
- 息子へは、農福連携支援会議が就農を支援（社会参加支援）



複合課題の解決事例② <ヤングケアラー>

- **40代の母親と2人の娘がいるひとり親世帯**
- 小学生の次女は軽度の知的障害
- 中学生の長女が家事や次女のケアを行い、授業中の居眠りや欠席が多い状態
- 収入は母親のパート収入と児童扶養手当だが、家計のやりくり課題あり



1 家庭訪問時にヤングケアラー状態に気付いた長女の担任が、スクールソーシャルワーカーへ情報提供（アウトリーチ・早期発見）



2 スクールソーシャルワーカーのアセスメントの後、要保護児童対策地域協議会（コーディネーター・支援会議）が、情報共有と課題整理



3

- 母親へは社会福祉協議会や役場保健師が、家計改善支援や次女に関する助言を実施（関係機関とのつなぎ）
- 長女へは、スクールソーシャルワーカーが寄り添い、学校生活を支援（関係機関とのつなぎ）
- 次女へは、役場の保健師が、定期的な訪問支援を実施し、放課後等デイサービスが、療育支援と生活訓練を実施（社会参加支援）

県の取り組みについて

- 地域共生社会の実現に向けては、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域づくりが重要。
- そのため、県では、**行政面では、市町村の包括的な支援体制の整備をバックアップ**するとともに、**県民向けの「相互に支え合う」意識醸成と、地域の人づくりに関する施策を推進**する。

1 行政（市町村）の体制整備への支援

1 市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走支援

- ・ 包括的な支援体制は、一から創り上げるのではなく、各地域の強みを活かし、弱みを補いながら、**地域とともに整備**するもの。
- ・ **市町村の体制整備や地域福祉計画の改定（※）、交付金の活用などに係る諸課題について、福祉保健所と連携して個別に伴走支援**。
※ 社会福祉法では、市町村の地域福祉計画に、「包括的な支援体制の整備」の項目を盛り込むことが規定（努力義務）

2 研修・説明会等を通じた支援等

- ・ 包括的な支援体制の整備には、庁内全体の組織体制や人員配置、仕事の進め方などの再検討が伴うもの。
- ・ そのため、本年度は、担当者向けの研修や説明会に加え、新たに**市町村長向けのトップセミナー**を開催。

3 専門アドバイザー派遣による支援

- ・ 市町村の体制整備に当たり、組織横断的な連携の方法や交付金活用、複雑な家庭への対応方法などの市町村の困りごとを解決するため、新たに「**地域共生社会推進アドバイザー派遣制度**」を創設。

2 県民向けの意識醸成と地域の人づくり

1 地域共生社会推進フォーラム（仮）（10月予定）の開催

- ・ 「地域共生社会」の知名度向上や、「相互に支え合う」意識を醸成するため、広く県民を対象としたフォーラムを開催。
⇒ 知事・市町村長・社会福祉協議会会長での「**地域共生社会の推進に関する共同宣言**」の実施も検討中

2 地域の皆が「我がこと」として孤独や不安に苦しむ人を支えようとする施策の展開

- ・ 地域福祉に関わる各分野において、「相互に支え合う」地域共生社会の理念を意識した**施策立案・展開**を図る。
- ・ 併せて、住民一人ひとりが地域社会の一員として、**ソーシャルワーク（よく聞く、受けとめる、見たてる、つなぐ、支える）**を意識し、**実践できるような地域の人づくりに関する施策**を展開。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について（県の体制）

- 地域福祉政策課（地域共生社会室）は、包括的な支援体制の整備の必要性やメリットについて、市町村長等に広く働きかけるとともに、県民向けには地域共生社会の知名度向上や「相互に支えあう」意識の醸成を図る施策を展開。
- 庁内各課は、各分野で施策展開を行う中で、解決困難な「すき間」などの課題に対し、包括的な支援体制の整備の必要性を事業実施を通して市町村各分野担当課に働きかけ。

県



地域福祉政策課

（地域共生社会室）

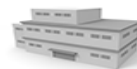
● 包括的な支援体制の整備を働きかけ

（方法）

- ① 庁内全の包括的な支援体制整備や一括交付金活用のメリットの説明
- ② 研修、セミナーのほか福祉保健所と連携した個別の伴走支援
- ③ 専門アドバイザーの派遣
- ④ 地域福祉計画の策定支援 等

市町村等に広く働きかけ

市町村



市町村長、社協会長、市町村担当課

市町村各分野担当課、教育委員会

事業実施を通して個別に働きかけ

庁内各課

分野	担当課	主な内容
高齢	長寿社会課、在宅療養推進課	地域包括ケアシステム
障害	障害福祉課、障害保健支援課等	農福連携 医療的ケア児等
子ども	子ども家庭課、子育て支援課	ネウボラ、 ヤングケアラー
生活困窮	地域福祉政策課	生活困窮者自立支援
地域福祉	地域福祉政策課	あったかふれあいセンター、 <u>ひきこもり</u>
教育	人権教育・児童生徒課	いじめ・不登校対策

- 各分野でネットワークや仕組みづくり、関連施策を展開
- その中で多機関連携をしないと解決が困難な「すき間」などの課題がある・出てくる

⇒ 解決困難な課題に対し、包括的な支援体制の整備の必要性について事業実施を通して働きかけ

国の農福連携等推進ビジョン（R元.6.4農福連携等推進会議）
『「農」と「福」のそれぞれの広がり』を推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ』

県民向けに広く働きかけ

- 秋に開催するフォーラムにおいて、県知事、市町村長などによる『地域共生社会の推進に向けた共同宣言』の実施を検討
- 住民一人ひとりが地域社会の一員として、ソーシャルワーク（よく聞く、受けとめる、見たてる、つなぐ、支える）を意識し、実践できるような地域の人づくりに関する施策を展開。



地域共生社会の認知度向上や意識醸成

県 民

令和4年度の進め方について

- 地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制の整備を進めていくには、その認知度の向上と市町村長の理解を深めることが重要。
- 令和4年度は、特に市町村長へのアプローチを意識して、以下のとおり進めていく。

KPI	基準値	現在の状況（R4）	目標値（R5）
包括的な支援体制を構築している市町村 ※一括交付金（重層的支援体制整備事業）を活用している市町村	—	2市町（高知市、中土佐町）	12市町村
実質的に包括的な支援体制を構築している市町村 ※地域福祉計画に体制整備を位置付け、県のチェックリストの基準を満たす市町村	—	27市町村	34市町村

